

石川県公報

令和5年12月12日

第13666号（火曜日）

毎週2回 火曜 金曜発行

目次

| 告 示 | | 選挙管理委員会 | |
|----------------------------------|---|--|---|
| ○指定居宅サービス事業者の事業の廃止の届出 (長寿社会課) | 1 | ○県条例の制定又は改廃の請求及び県の事務等の監査の 請求の場合の署名者の最低数 | 4 |
| ○指定介護予防サービス事業者の事業の廃止の届出 (同) | 1 | ○県議会の解散の請求並びに知事、副知事、県選挙管理 委員、県監査委員及び県公安委員会の委員の解職請求 の場合の署名者の最低数 | 4 |
| ○保安林の指定予定 (森林管理課) | 2 | ○県議会議員の解職請求の場合の署名者の最低数 | 5 |
| 公 告 | | ○県教育委員会の教育長又は委員の解職請求の場合の署 名者の最低数 | 5 |
| ○地域森林計画の変更案の縦覧公告 (森林管理課) | 2 | | |
| ○地域森林計画の変更案の縦覧公告 (同) | 2 | | |
| ○公共測量実施公告 (監理課) | 3 | | |
| ○入札公告 (警察本部) | 3 | | |

告 示

石川県告示第471号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から、次のとおり事業を廃止する旨の届出があった。

令和5年12月12日

石川県知事 馳 浩

| 事業所番号 | 指定居宅サービス事業者の名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地 | 廃止したサービスの種類 | 廃止の届出を受理した年月日 |
|------------|--------------------|-------------------------|-------------|---------------|
| 1762390944 | 公益社団法人石川勤労者医療協会 | ヘルパーステーションかけはし能美市寺井町ウ84 | 訪問介護 | 令和5年10月25日 |
| 1762390944 | 公益社団法人石川勤労者医療協会 | 訪問看護ステーションかけはし能美市寺井町ウ84 | 訪問看護 | 令和5年10月25日 |

石川県告示第472号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から、次のとおり事業を廃止する旨の届出があった。

令和5年12月12日

石川県知事 馳 浩

| 事業所番号 | 指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地 | 廃止したサービスの種類 | 廃止の届出を受理した年月日 |
|------------|----------------------|-------------------------|-------------|---------------|
| 1762390944 | 公益社団法人石川勤労者医療協会 | 訪問看護ステーションかけはし能美市寺井町ウ84 | 介護予防訪問看護 | 令和5年10月25日 |

石川県告示第473号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。
令和5年12月12日

石川県知事 馳 浩

- 保安林予定森林の所在場所
七尾市吉田町七65、八8
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び七尾市役所に備え置いて縦覧に供する。)

- 保安林予定森林の所在場所
鹿島郡中能登町良川壱号1の甲
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び中能登町役場に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

地域森林計画の変更案の縦覧公告

森林法(昭和26年法律第249号)第5条第5項の規定により、加賀地域森林計画区の地域森林計画を変更したいので、次のとおり当該変更に係る計画の案を令和5年12月12日から令和6年1月7日まで縦覧に供する。

令和5年12月12日

石川県知事 馳 浩

| 森林計画区の名称 | 縦 覧 場 所 |
|-----------|--------------------------------------|
| 加賀地域森林計画区 | 石川県農林水産部森林管理課並びに南加賀、石川及び県央農林総合事務所森林部 |

地域森林計画の変更案の縦覧公告

森林法(昭和26年法律第249号)第5条第5項の規定により、能登地域森林計画区の地域森林計画を変更したいので、次のとおり当該変更に係る計画の案を令和5年12月12日から令和6年1月7日まで縦覧に供する。

令和 5 年 12 月 12 日

石川県知事 馳 浩

| | |
|-----------|---------------------------------------|
| 森林計画区の名称 | 縦 覧 場 所 |
| 能登地域森林計画区 | 石川県農林水産部森林管理課並びに奥能登、中能登及び県央農林総合事務所森林部 |

公共測量実施公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、白山市北島・米光町土地区画整理組合設立準備委員会委員長から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和 5 年 12 月 12 日

石川県知事 馳 浩

| 作 業 種 類 | 作 業 期 間 | 作 業 地 域 |
|------------------------|--|--------------|
| 公 共 測 量 (基 準 点 測 量) | 令和 5 年 12 月 11 日から 令和 6 年 10 月 30 日まで | 白山市北島町・米光町地内 |

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札を実施する。

令和 5 年 12 月 12 日

石川県知事 馳 浩

1 一般競争入札に付する事項

(1) 契約件名

警察署 LAN 配線業務委託

(2) 業務内容

入札説明書による。

(3) 委託期間

契約締結の日から令和 6 年 2 月 29 日まで

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この入札に参加することができる者は、平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等（平成 9 年石川県告示第581号）に基づき、令和 5 年度において競争入札参加者資格を有する者で、次に掲げる条件の全てに該当し、かつ、知事によりこの契約に係る入札参加者資格の確認を受けたものであること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 県の指名停止措置を受けていない者であること。

(3) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第77号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 入札者に要求される義務

入札者は、入札参加者資格確認申請書を提出しなければならない。入札参加者資格確認申請書は、仕様書に定められる業務内容を公正かつ的確に遂行し得る者であることについて証明する書類を添えて令和 5 年 12 月 20 日（水）

までに5(1)の提出場所に提出すること。

なお、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

4 入札参加者資格の確認の結果の通知

確認の結果の通知は、令和5年12月21日(木)までに入札参加者資格確認結果通知書の郵送等により行う。

5 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、入札説明書及び入札参加者資格確認申請書の交付場所並びに問合せ先

〒920-8553 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県警察本部庁舎4階 会計課 電話番号 076-225-0110(内線2214)

- (2) 入札説明書の交付方法

(1)の交付場所において交付

- (3) 入札書の受領期限

令和5年12月22日(金)正午(郵送の場合は、簡易書留とし、受領期限内必着とする。宛先は(1)の提出場所とする。)

- (4) 開札の日時及び場所

令和5年12月22日(金)午後1時30分 石川県警察本部庁舎2階 入札室

6 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 落札者の決定方法

石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 入札に関する注意事項

- (1) 入札参加者は、入札当日、入札参加者資格確認結果通知書を提示すること。

- (2) 入札参加者は、仕様書、契約書案その他関係書類を熟覧の上、入札すること。

- (3) 入札参加者資格を有すると認められた者が入札を希望しないときは、入札に参加しないことができる。この場合において、県は、入札に参加しないことを理由に不利益な取扱いを行わない。

9 入札の無効

この公告に示した競争入札参加者資格のない者の提出した入札書、入札者に要求される義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札説明書に示す無効の入札書に掲げる入札書は、無効とする。

10 契約書作成の要否

要

11 入札保証金及び契約保証金

免除

選挙管理委員会

石川県選挙管理委員会告示第107号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数(県条例の制定又は改廃の請求及び県の事務等の監査の請求の場合の署名者の最低数)は、次のとおりである。

令和5年12月12日

石川県選挙管理委員会

18,678人

石川県選挙管理委員会告示第108号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1(その総数が40万を超え80万以下の場合にあつてはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数

と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合に於てはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)の数(県議会の解散の請求並びに知事、副知事、県選挙管理委員、県監査委員及び県公安委員会の委員の解職請求の場合の署名者の最低数)は、次のとおりである。

令和5年12月12日

石 川 県 選 挙 管 理 委 員 会

216,738人

石川県選挙管理委員会告示第109号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第80条第1項の規定による各選挙区別の選挙権を有する者の総数の3分の1(その総数が40万を超え80万以下の場合に於てはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合に於てはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)の数(県議会議員の解職請求の場合の署名者の最低数)は、次のとおりである。

令和5年12月12日

石 川 県 選 挙 管 理 委 員 会

| 選 挙 区 名 | 最 低 署 名 者 数 |
|-----------------------|-------------|
| 金 沢 市 選 挙 区 | 124,643人 |
| 七 尾 市 選 挙 区 | 14,046人 |
| 小 松 市 選 挙 区 | 29,153人 |
| 輪 島 市 選 挙 区 | 6,990人 |
| 珠 洲 市 鳳 珠 郡 選 挙 区 | 10,647人 |
| 加 賀 市 選 挙 区 | 17,839人 |
| 羽 咋 市 羽 咋 郡 南 部 選 挙 区 | 9,367人 |
| か ほ く 市 選 挙 区 | 9,949人 |
| 白 山 市 選 挙 区 | 30,990人 |
| 能 美 市 能 美 郡 選 挙 区 | 15,096人 |
| 野 々 市 市 選 挙 区 | 14,705人 |
| 河 北 郡 選 挙 区 | 17,619人 |
| 羽 咋 郡 北 部 選 挙 区 | 5,455人 |
| 鹿 島 郡 選 挙 区 | 4,806人 |

石川県選挙管理委員会告示第110号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1(その総数が40万を超え80万以下の場合に於てはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合に於てはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)の数(県教育委員会の教育長又は委員の解職請求の場合の署名者の最低数)は、次のとおりである。

令和5年12月12日

石 川 県 選 挙 管 理 委 員 会

216,738人

